

「災害時通訳ボランティア」活動ガイドライン

1 趣旨

近年、徳島県でも、南海地震及び東南海地震を含む「南海トラフの巨大地震」が危惧されており、それ以外にも、大雨や台風・竜巻などの災害も以前に比べ増えつつあり、災害時の対応が心配されています。そのような状況の中で、在住外国人の方が災害弱者とならないよう、安心して暮らせる一助となることを目的として、「災害時通訳ボランティア」（以下「ボランティア」という。）を広く募集し、通訳・翻訳をとおして支援を行う際のガイドラインとして運用するものです。

2 活動対象となる災害

ボランティアが派遣される災害とは、県又は市町村に災害対策基本法に定める災害対策本部が設置された災害とします。

3 ボランティアの活動内容

関係機関からの依頼に基づき、避難所等の伝達事項の通訳・翻訳を行い、在住外国人等の支援を行います。

例えば、

- ・災害に関する情報
- ・避難所生活の説明（食事の時間や避難所のきまりごと）
- ・医療面の情報（医療機関の紹介）
- ・生活復興のための情報 等

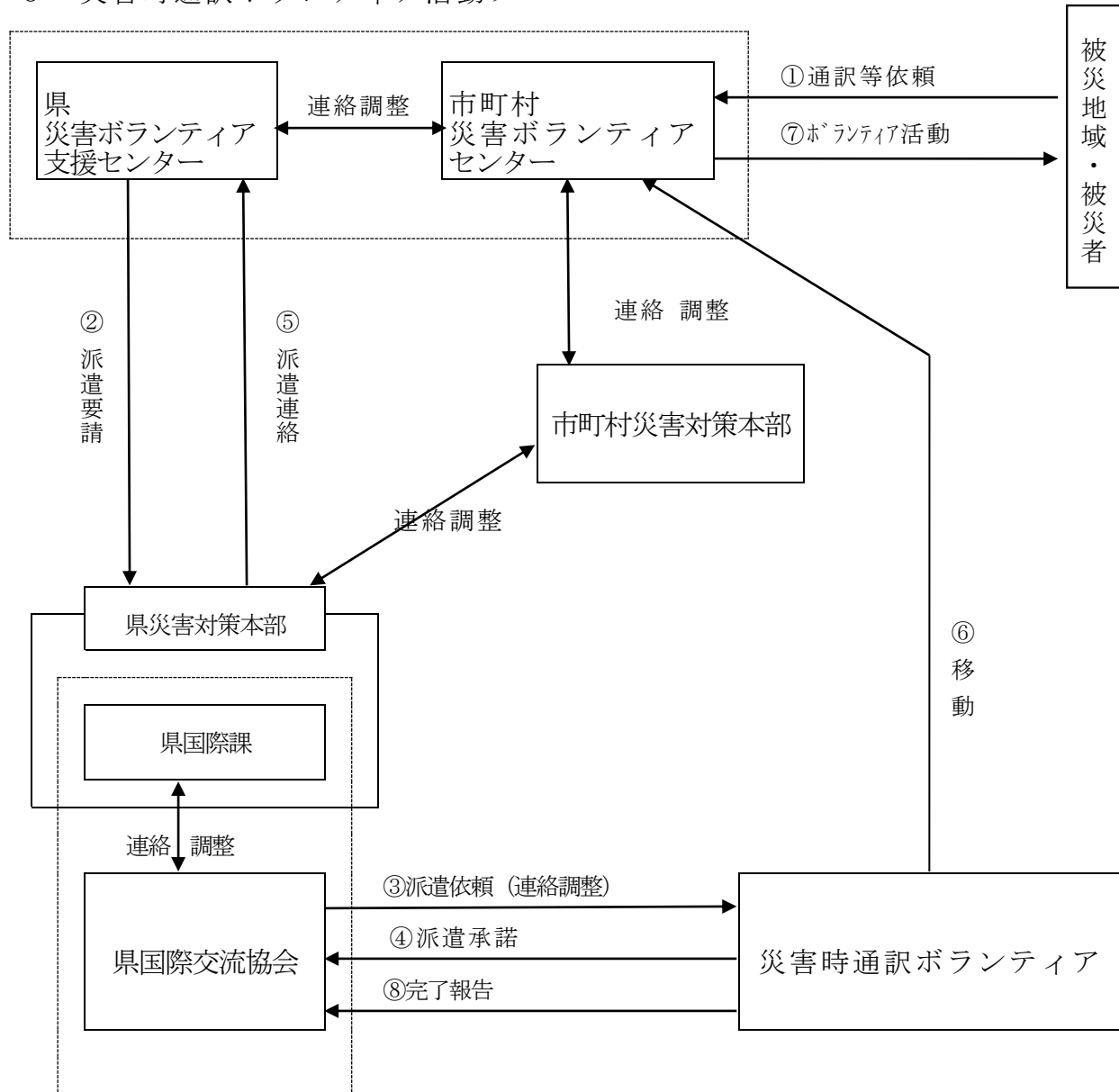
4 ボランティア活動の留意事項

- （1）現場に到着し活動に入る前に、（公財）徳島県国際交流協会（以下、「協会」という。）へ電話等で活動開始の連絡をしてください。ただし、通信状況に不具合が生じた場合には、可能な範囲で結構です。
- （2）分からないことは分からないと相手に伝えてください。
- （3）通訳等に当たっては、司法上の責めは負えないことを必要に応じて依頼者等に伝えてください。
- （4）活動に関し、疑問や問題が生じた場合は、協会に問い合わせてください。
- （5）ボランティア活動が終了したら、協会へ電話等で報告してください。ただし、通信状況に不具合が生じた場合には、可能な範囲で結構です。

5 その他留意事項

- （1）ボランティアは、協会や関係機関からの依頼を待つことなく、自発的にボランティア活動に参加してもボランティア保険が適用されます。（有償のボランティア活動には適用されません。）
- （2）広域にわたる大規模災害が発生した場合などは、県域を越えて依頼する場合があります。

6 災害時通訳ボランティア活動フロー



災害時通訳ボランティア活動に関する問い合わせ先

- 徳島県商工労働観光部国際課
電話：088-621-2092 FAX：088-621-2851
E-mail：kokusaika@pref.tokushima.jp
- 公益財団法人徳島県国際交流協会
電話：088-656-3303 FAX：088-652-0616
E-mail：topia@topia.ne.jp

制定：平成25年2月1日

改正：平成30年7月1日